

2023年3月31日

－取引先のSDGs/ESGへの取組みを後押し－
「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の取組みについて

西日本シティ銀行（頭取 村上 英之）は、株式会社エルテックス・ヨシダ（代表取締役 吉田 大輔）と「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」（以下「PIF」）の契約を締結しましたので、お知らせします。

PIFとは、お客さまの企業活動が環境・社会・経済に与える影響を包括的に分析し、特定されたポジティブインパクト（プラスの貢献）の向上と、ネガティブインパクト（マイナスの影響）の緩和・低減に向けて、KPI※を設定し、金融機関がモニタリングしながら KPI 達成に向けて支援する融資です。

当行は、地域金融機関として、SDGs/ESG に取組む企業を支援することで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

※ KPIとは、Key Performance Indicator の略で目標を達成する上で、その達成度合いを計測・モニタリングするための定量的な指標のことです。

記

1. PIFの契約内容

契約日	2023年3月31日
融資額	100百万円
期間	3年
資金用途	運転資金

2. 設定した KPI（詳細は別紙「評価書」をご参照ください）

環境面の KPI	<ul style="list-style-type: none">● 本社の紙の使用量を過去3年の平均値の水準を保つ● 紙の使用量を年間 1.6t 以下に保つ
社会面の KPI	<ul style="list-style-type: none">● 2026年までの3年間の変電所工事に関する無事故無災害で竣工した割合を100%にする● 全社員における新規資格取得の人数を以下のように養成する 新規資格取得者 1年あたり：目標値3人、3年間の合計：目標値10人● 有給休暇取得率の向上に向け、3年後の2026年3月までに以下の目標を設定し、取り組みを推進する 有給休暇取得率：目標値50%
経済面の KPI	<ul style="list-style-type: none">● 2026年までの3年間の変電所工事に関する無事故無災害で竣工した割合を100%にする● ISO9001の認証継続● 業務改善提案表彰制度にて効果検証実施の件数（優秀賞）が年間10件を達成する

（注）当行は KPI のモニタリングを通じ、KPI 達成にむけて各種支援を行います。

3. 企業の概要

会社名	株式会社エルテックス・ヨシダ
所在地	福岡県福岡市早良区西新2丁目1-30
設立	2003年3月
業種	電気設備工事業
特長	<ul style="list-style-type: none">➤ 当社は、九州圏内の変電所建設工事を主力としており、九州における電力の安定供給に貢献しています。➤ また、当社は、電力の安定供給のため、安全な施工と技術者の育成、技術の継承に継続して取り組んでいます。

以上

本件に関するお問い合わせ先
法人ソリューション部 堤・下田 TEL092-476-2741

ポジティブ・インパクト・ファイナンス
評価報告書

(株式会社エルテックス・ヨシダ)

2023年3月31日
公益財団法人 九州経済調査協会

目次

<要約>	3
1. 業界動向	9
2. サステナビリティ活動と KPI の設定	13
2-1 社会面での活動と KPI	13
2-2 環境面での活動と KPI	17
2-3 経済面での活動と KPI	18
2-4 社会・経済面での活動	19
3. 包括的分析	20
3-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析	20
3-2 個別要因を加味したインパクト領域の特定	20
3-3 特定されたインパクト領域とサステナビリティ活動の関連性	21
3-4 インパクト領域の特定方法	21
4. 地域経済に与える波及効果の測定	22
5. マネジメント体制	23
6. モニタリングの頻度と方法	23

(公財)九州経済調査協会は、(株)西日本シティ銀行が、(株)エルテックス・ヨシダ(以下、エルテックス・ヨシダ)に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、エルテックス・ヨシダの企業活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響およびネガティブな影響)を分析・評価した。

分析・評価に当たっては、(株)日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中小企業¹に対するファイナンスに適用している。

<要約>

エルテックス・ヨシダは、九州各県の変電所建設工事を行う事業者である。50万ボルトという最高電圧の変電所の工事ができる数少ない事業者であり、これまでの施工実績としては九州管内にある11の50万ボルト変電所のうち10箇所、22万ボルトの変電所49箇所のうち39箇所の施工に関わっている。事業内容としては変電所の新設の他、これまでに施工した変電所の増強、改良、保守・点検工事などを行っている。今後も九州管内における電力の安定供給のため、変電所工事を継続的に請け負える体制づくりを進めている。

同社では、事業を行うにあたり、2つの点を重視している。

1つ目は、安全な工事の施工である。同社の事業は、電力の安定供給という生活や経済・産業活動の根幹を支える公益性が高い事業であるため、事故や労働災害を起こさないよう、協力企業に任せず自社作業員による施工を重視し、安全管理と品質を担保している。また役員は各現場に必ず足を運び、現場での品質向上に向けた取り組みや就業状況についても理解できるように取り組んでおり、施工現場への理解や改善に積極的である。

2つ目は、安全施工を支える雇用環境の改善である。同社の事業は、変電所建設工事であるため、技術者は建設現場で長期滞在せざるをえない。以前は、会社が借りた宿舍の同部屋で複数人が過ごすというのが当たり前だったが、出張先での生活環境の改善に向け、宿舍ではなくホテルに宿泊先の変更を実施している。また、寮の整備や栄養管理された食事の提供など雇用環境改善に積極的に取り組んでいる。

その他の労働環境においても、残業時間削減に向けた取り組みや有休取得率向上、資格取得推奨等による教育体制の強化に向け、多くの取り組みを実施している。

エルテックス・ヨシダのサステナビリティ活動などを分析した結果、ポジティブ面では「教育」、「雇用」、「エネルギー」、「包摂的で健全な経済」、「経済収束」を、ネガティブ・インパクトとして「健康・衛生」、「雇用」、「廃棄物」を特定し、そのうち、環境・社会・経済に対して一定の影響が想定され、エルテックス・ヨシダの経営の持続可能性を高める4つの領域について、KPIが設定された。

今回実施予定の「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要

金額	100,000,000円
資金使途	運転資金
モニタリング期間	3年0カ月

¹ IFC(国際金融公社)または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

企業概要

企業名	株式会社エルテックス・ヨシダ
所在地	〒814-0002 福岡県福岡市早良区西新2丁目1-30
従業員数	77名
資本金	8,000万円
業種	電気設備工事業(変電所建設工事・電気整備設計) ※産業格付は国際標準産業分類(ISIC)による
事業内容	変電所の電気設備工事、電気整備設計
沿革	<p>1946年 吉田甫氏により大牟田市にて「吉田組」創業</p> <p>1951年 (有)吉田電業社に改組</p> <p>1953年 九州電力(株)の本店登録業者に指定</p> <p>1973年 資本金1000万円にて株式会社に改組</p> <p>1979年 代表取締役吉田純一氏就任</p> <p>1982年 資本金2000万円に増資</p> <p>1992年 新社屋落成</p> <p>2000年 ISO9002の認証を取得</p> <p>2003年 会社分割により、資本金4000万円にて(株)エルテックス・ヨシダ発足。(株)吉田電業社より電気・土木工事部門を承継</p> <p>2005年 代表取締役会長に吉田純一氏、代表取締役社長に吉田耕二氏就任</p> <p>2007年 シーピーディ(株)と合併し、図面作成業務を承継。資本金5000万円に増資</p> <p>2007年 吉田純一氏取締役会長に就任</p> <p>2009年 ISO9001(2008年版)へ認証を移行</p> <p>2011年 大阪中小企業投資育成(株)への第三者割当増資を実施。資本金8000万円に増資</p> <p>2014年 代表取締役社長に吉田大輔氏就任</p> <p>2017年 ISO9001(2015年版)へ認証を移行</p>

事業概要

事業概況

【事業の特長】

エルテックス・ヨシダは、九州の変電所建設工事を行う事業者である。1946年に九州電力㈱の前身である日本発送電㈱に勤務した吉田甫氏が、大牟田市で創業した吉田組を起源とする。当時、戦争からの復興が要請される中で、吉田甫氏に対して、電力設備の復旧をやってみないかと声がかかり、創業に至った。当時、未だ法人化もしておらず、10人にも満たない社員で、かつて福岡県大牟田市新港町にあった港発電所²建設に携わったという記録がある。

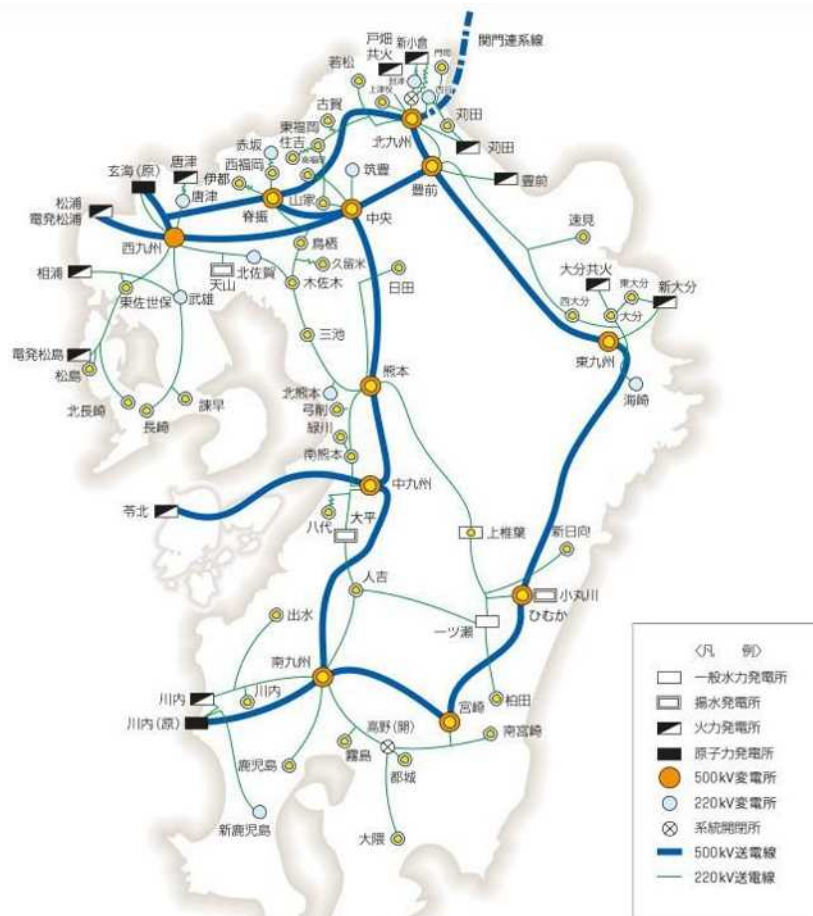
同社の成長の契機は、宮崎県椎葉村にある日本初の大規模アーチ式が採用された上椎葉ダムに付設する上椎葉発電所の建設工事である。この発電所建設工事の受託により、雇用する社員が増え、同社の基盤形成に繋がった。

その後、日本の経済成長と共に九州電力からの変電所建設工事の受託も増え、企業としての体力も強化されていくなかで、先代社長である吉田純一氏は、現在でも最大規模で九州第一号となる50万ボルトクラスの変電所である中央変電所(福岡県朝倉郡筑前町)の工事に関わった。このような、このような大規模で難易度の高い変電所を施工経験がある企業は限られており、九州における電力の安定供給に対する同社の貢献度は大きい。

現在は、既設の変電所における変圧器などの取り替えや老朽化に伴う工事が中心で、安定的な受注を確保している。

▼同社がこれまでに工事を手がけた施工実績一覧

※黄色丸●のある箇所が同社の施工変電所



資料)エルテックス・ヨシダ 提供資料

² 港発電所は、九州電力の火力発電所であり、2004年まで運転された。

【九州の安定した電力供給への貢献】

同社は創業後間もない頃から九州電力送配電(以下、九州電力送配電)からの発注を受け、九州圏内における電力の安定供給に貢献してきた。高電圧の変電所の施工実績は九州でも随一であり、50万ボルトの変電所という難易度の高い施工においても、無事故無災害での竣工を常に目標に掲げ、それを実現してきている。

九州における災害においても、変電所の復旧が必要となった熊本地震では連続48時間復旧作業に従事し、博多駅前道路陥没事故においても、早期の復旧に貢献した。

熊本地震においては、大分県の日田変電所を介して、日田地区に電気を送る熊本変電所が被災し、本震の翌日朝に熊本に作業員を派遣した。緊急の復旧作業であったため、新品の代替品を準備することは難しいため、現場で使える部品を溶接・加工する形で復旧に寄与した。

▼被災した熊本変電所



資料)電気新聞 2021年4月20日掲載記事

【事故を未然に防ぐ安全な施工に向けた取り組み】

同社の事業は、電力の安定供給に直接関わる非常に公益性の高い事業であり、事故を起こすことは、生活や経済・産業活動の根幹に影響する。同社は事故の発生を防ぐため、毎月安全衛生委員の担当者が施工現場に出張し、現場の責任者と共にパトロールを行うなど、法的な義務のほかに独自で安全管理のための取り組みを行っている。

その他、1つの重大事故には300のヒヤリ・ハットがあるというハインリッヒの法則に基づき、ヒヤリ・ハットの報告制度や業務改善提案表彰制度を設けている。

【高度な技術を持つ人材の育成の取り組み】

同社では電気工事の施工において、協力会社ではなく自社作業員で完結することで、品質を担保している。そのため、人材育成に積極的に取り組んでおり、社員の学びの機会の確保や資格取得後の手当等の支給を行っている。

社員の資格取得などを推進するため、社員が応募して利用することが出来る通信教育の仕組みを整備し、その費用は全額負担している。通信教育で学べる内容は、同社の事業に直接関係する資格取得に関する内容からビジネスマナー、自己啓発に関連するものまで社員のニーズに幅広く応えられるものを採用している。

また資格取得後には、施工に関連する資格には毎月の資格手当を、事務系の資格には一時金として金券を支給している。

【技術者の労働環境・生活環境改善の取り組み】

変電所建設工事という事業の性質上、建設地に長期滞在せざるを得ない。長期滞在する技術者の労働環境や生活環境の改善に向け、職場環境の改善に取り組んでいる。

同社の創業当初は、施工現場周辺に会社が借りた宿舍の同部屋で複数人が過ごすのが当たり前であったが、宿舍からホテルに宿泊先を変更することで長期滞在における生活環境の改善に取り組んでいる。また現場が遠方ではない場合に居住できる寮を整備し、出張の多い技術者の生活基盤を整えている。寮では管理栄養士が栄養管理した食事を提供できるようにしており、生活環境改善に積極的である。

また労働環境においても、残業時間の削減や有給休暇取得率の向上に向け、実績を開示し、モニタリングを行うことで、改善に取り組んでいる。

【今後の展望】

今後は変電所の新設ではなく、老朽化した設備を取り替える工事や新たな電力需要に対しての変圧器の据え付け工事などが中心となり、引き続き安定した施工需要が想定される。

同社は電力の安定供給のため、安全な施工と技術者の育成、技術の継承に継続して取り組んでいく。

経営理念

エルテックス・ヨシダは、創業より変わらない自社の使命・任務として「電力の安定供給を支える」、「無事故無災害での施工」を掲げており、全社員へも強く意識付けされた自社の存在価値といってもよい。無事故無災害での施工を継続していくことは至極シンプルだが、シンプルであるがゆえに最も難易度が高く、同社にとって不変のミッションである。

さらに、現・代表取締役社長の吉田大輔氏は、社会に対する自社の使命・任務を確固たるものとするため、加えて3つの企業行動規範を掲げている。

1つ目は、「創業100周年に向けて、地域社会、世間から必要とされる企業であること」である。同社の事業を鑑みると、“今の施工品質で継続する”こと自体が、社会にとって大きいポジティブなインパクトをもたらす事業として捉えられる。

2つ目は、「縁の下の力持ちとして貢献すること」である。同社は九州電力送配電が計画した工事を請け負う会社であり、九州電力の事業を支える縁の下の力持ちとして貢献する。さらには最終顧客である地域の住民や事業者に対して、電力インフラを支える縁の下の力持ちとして貢献することで、社会全体を支える存在となる。

3つ目は、「誰からみても恥ずかしくない仕事をする事」である。これは施工の品質において、細かいところまで手を抜かずに、丁寧な仕事を行うことであり、社長が現場の社員から教わったことである。現場を第一に考え、施工の品質で社会に貢献するという姿勢が示されており、この姿勢が信頼に繋がると考えている。

▼同社の社名に込められた想い



「Y」は、技術領域を広げ進めていく方向を示し、かつ、創業者のイニシャルです。創業者の精神と会社の歴史を大切にすることを表しております。

「EL」は、ELECTRICAL（電気にかかわる）の意味で、創業以来の強みを持つ本領域に今後とも注力していく決意を表しています。

「TE」は、TECHNOLOGY（技術）の意味で、今後とも新しい技術の習得に努め、さらに磨きをかけていく決意を表しています。

「X」は、企業活動を通して地域社会の発展に貢献していく方向を示すと同時に、私たちが探求し挑戦していく無限の可能性を意味しています。

資料)エルテックス・ヨシダ HP資料

1. 業界動向

本項では、エルテックス・ヨシダが事業として取り組む電気工事の業界についての業界動向と電力安定供給における課題をまとめた。

【電気工事業界の動向】

電気工事業は建設業法の要許可業種(29業種のうちの1業種)であり、建設業法による指定建設業7業種(土木、建設、電気、管、鋼構造物、舗装、造園)のうちの1業種のため、元請業態としての位置づけとなっている。公共工事の入札制度や契約制度上の位置づけにおいても電気工事は分離発注することとされている。

電気工事は、施主によって民間工事と公共工事に区分される。民間工事では大手ゼネコンなどへの一括発注が多く、下請けへの見積もりは1社しかしない特命工事が多い。特命工事は安定した取引が継続できるメリットがある一方で、下請けの価格交渉力の低下の恐れや元請けへの依存度が高まる恐れがある。電気工事も他の工事と同様に元請け、一次下請け、二次下請けに発注するという構造がある。

(一社)日本電設工業協会の報告(2022年6月)によると、同協会会員企業の国内の電気工事業の2022年度の受注高は、大企業39社が2兆5,115億円(前年度比4.0%増)、中小企業101社が3,227億円(前年度比4.7%増)となっている。その推移に注目すると、2ケタの減少率になる年度(令和2年度)がある一方で、高い増加率を記録する年度もあり、大企業、中小企業とも業況の変動が大きい点に特徴がある。

電気工事業界は通常、このような企業の設備投資動向に左右され、変動が大きい、同社が寄って立つ市場は、施設の維持改修が計画的に発注され、変動が極めて少ない市場である。このような計画需要に加え、近年では再生可能エネルギーの逆流対応関連の工事、頻発する自然災害で棄損した設備の復旧需要も多くなっている。

▼平成29年から令和3年まで連続して回答した140社の受注高の推移(企業規模別)

■大企業【39社】

(単位:百万円、%)

項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	対前年度比		対前年度比		対前年度比		対前年度比		対前年度比	
電気工事受注高	2,425,444	-	2,543,995	4.9	2,735,919	7.5	2,414,645	▲ 11.7	2,511,590	4.0
うち内線工事受注高	1,628,470	-	1,754,209	7.7	1,893,157	7.9	1,621,820	▲ 14.3	1,745,627	7.6
うち官公庁	137,815	-	130,274	▲ 5.5	151,309	16.1	158,095	4.5	136,553	▲ 13.6
うち民間	1,490,655	-	1,623,935	8.9	1,741,847	7.3	1,463,725	▲ 16.0	1,609,074	9.9
新エネルギー関連工事受注高	203,249	-	186,005	▲ 8.5	321,347	72.8	160,606	▲ 50.0	180,667	12.5

■中小企業【101社】

(単位:百万円、%)

項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	対前年度比		対前年度比		対前年度比		対前年度比		対前年度比	
電気工事受注高	326,924	-	338,134	3.4	350,196	3.6	308,281	▲ 12.0	322,768	4.7
うち内線工事受注高	286,479	-	302,626	5.6	291,437	▲ 3.7	269,690	▲ 7.5	284,539	5.5
うち官公庁	48,497	-	50,807	4.8	55,750	9.7	53,256	▲ 4.5	52,949	▲ 0.6
うち民間	237,983	-	251,820	5.8	235,687	▲ 6.4	216,433	▲ 8.2	231,590	7.0
新エネルギー関連工事受注高	16,552	-	8,867	▲ 46.4	10,912	23.1	13,062	19.7	18,843	44.3

※中小企業とは資本金3億円以下、または従業員300人以下の企業を指す。

資料)(一社)日本電設工業協会『電気工事受注調査(5年統計)』(2022年6月時点調査)

【電力安定供給における課題】

地球温暖化問題への対策として、大気中に排出するCO₂を実質ゼロにするカーボンニュートラルを目指す動きが加速している。令和3年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画において、2030年の新たな削減目標、電源構成見通しを示している。同計画では、2030年までに温室効果ガス削減目標の内、エネルギー起源のCO₂の削減割合を2019年度の14%から、46%まで高める目標となっており、脱炭素化社会に向け、エネルギー分野の取り組みが重要視されている。

▼脱炭素化社会の実現に向けた電力システムの主な課題

		(2019年度 ⇒ 旧ミックス)	2030年度ミックス (野心的な見通し)
省エネ		(1,655万kl ⇒ 5,030万kl)	6,200万kl
最終エネルギー消費 (省エネ前)		(35,000万kl ⇒ 37,700万kl)	35,000万kl
電源構成	再エネ	(18% ⇒ 22~24%)	36~38% [※]
	水素・アンモニア	(0% ⇒ 0%)	1%
	原子力	(6% ⇒ 20~22%)	20~22%
	LNG	(37% ⇒ 27%)	20%
	石炭	(32% ⇒ 26%)	19%
	石油等	(7% ⇒ 3%)	2%
	(+ 非エネルギー起源ガス・吸収源)		46%
温室効果ガス削減割合	(14% ⇒ 26%)	更に50%の高みを目指す	12

※現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高みを目指す。

太陽光 6.7% ⇒ 7.0%
 風力 0.7% ⇒ 1.7%
 地熱 0.3% ⇒ 1.0~1.1%
 水力 7.8% ⇒ 8.8~9.2%
 バイオマス 2.6% ⇒ 3.7~4.6%

(再エネの内訳)
 太陽光 14~16%
 風力 5%
 地熱 1%
 水力 11%
 バイオマス 5%

資料)経済産業省資源エネルギー庁『エネルギー基本計画の概要』(2021年10月)

経済産業省は、脱炭素化社会の実現に向けた電力システムの主な課題を3点に整理し、その中で脱炭素化の推進と共に、安定供給という課題を挙げている。脱炭素化の中での安定供給の実現に向け、供給力確保のための強化策及び枠組みの検討や災害等に強い電力供給体制の構築に取り組むとしている。

▼脱炭素化社会の実現に向けた電力システムの主な課題

脱炭素化社会の実現に向けた電力システムの主な課題

- 現在、パブリックコメント中の第6次エネルギー基本計画案では、**脱炭素化の中での安定供給の実現に向けた電力システムの構築に向けた取組**として、以下の取組を進めていくことと整理されている。

1. 安定供給

- 供給力の低下に伴う安定供給へのリスクが顕在化する中で、**供給力確保のための強化策及び枠組**を検討 (電源の過度な退出の防止に向けた対応策。容量市場の着実な運用、不断の見直し。電源の新規投資を促進するため、長期的な収入の予見性を付与する方法の検討。安定供給確保のための責任・役割の在り方について改めて検討。等)
- 自然災害が頻発・激甚化する中で、**災害等に強い電力供給体制の構築** (地域間連系線の増強や、無電柱化の推進。電力システムにおけるサイバーセキュリティ対策の一層の強化。等)

2. 脱炭素化の推進

- **脱炭素電源の調達ニーズの高まり**にも対応できる事業・市場環境整備 (非化石価値取引市場について、トランッキング付き非化石証書の増加や需要家による購入可能化などの見直し。等)
- 脱炭素化と安定供給に資する**次世代型の電力ネットワークと分散型電力システム**の構築 (海底直流送電などの検討も含めた送電網整備に関するマスタープラン策定の取組を着実かつ迅速に進める。配電事業の参入促進やアグリゲーションビジネスの活性化に向けた市場環境整備など分散型電力システム構築の推進。等)

3. 更なる競争環境の整備

- 市場取引を主として供給力確保を図る小売専門の事業者と発電設備を自ら保有して供給力確保を行う事業者とが混在する中で、**公正で持続可能な競争・市場環境を整備** (大手電力会社の内外無差別な卸売の実効性を高め、社内・グループ内取引の透明性を確保するためのあらゆる課題について、総合的に検討。先物・先渡市場やベースロード市場の活性化やこれらの市場を通じた事業者のリスク管理の促進。等)

資料)経済産業省資源エネルギー庁『今後の電力システムの主な課題について』(2021年9月公開)

【大規模な災害への対応】

九州地方において近年大規模な地震や大雨による土砂災害などの自然災害が頻発しており、災害時等の有事も含めた盤石な電力供給体制を構築することは、非常に重要である。

九州電力㈱は産業構造審議会保安分科会における資料において、2016年に起きた熊本地震では、地震によって最大476.6千戸の停電が起きたと報告している。変電設備においても、震源地に近い熊本県内の19の変電所で被害が発生したことなどを報告している。

▼熊本地震震度5弱以上のエリアの変電設備被害数

設備	設備数	被害数	被害率
変圧器	317	5	1.6%
断路器	1,807	19	1.1%

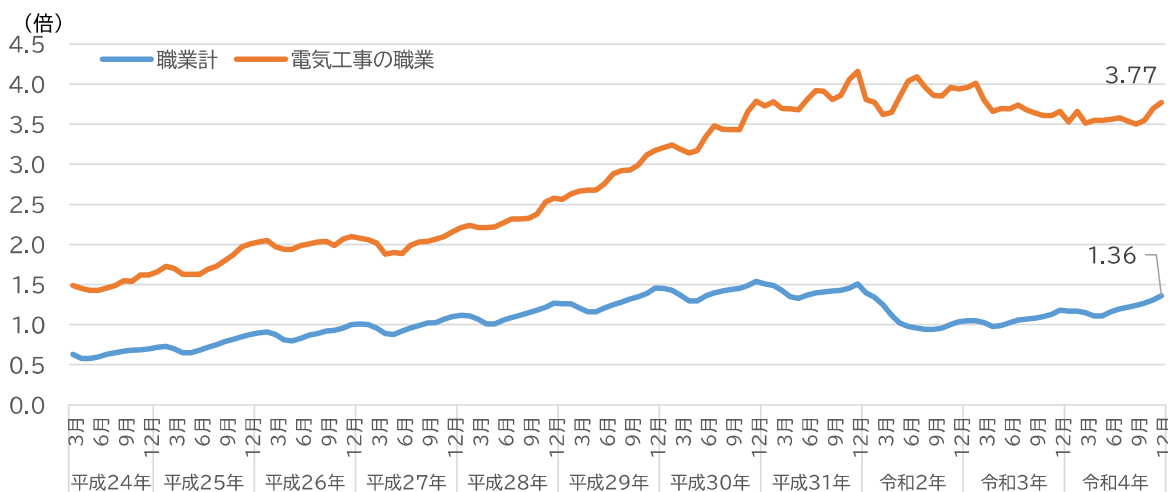
資料)経済産業省電気設備自然災害等対策ワーキンググループ資料『電気設備被害の状況分析と地震対応の評価について』より作図(2017年3月)

電気設備自然災害等対策WGにおいても、熊本地震の被害状況や対策などを踏まえ、今後の大規模災害に備えるため、自然災害に強い電力設備及び電力システムのあり方や地震発生時の電力火災最小化の対策を検討を進めるなど、社会インフラとしての変電所等の電力設備、復旧体制の強化は見直されている。

【労働力不足への対応】

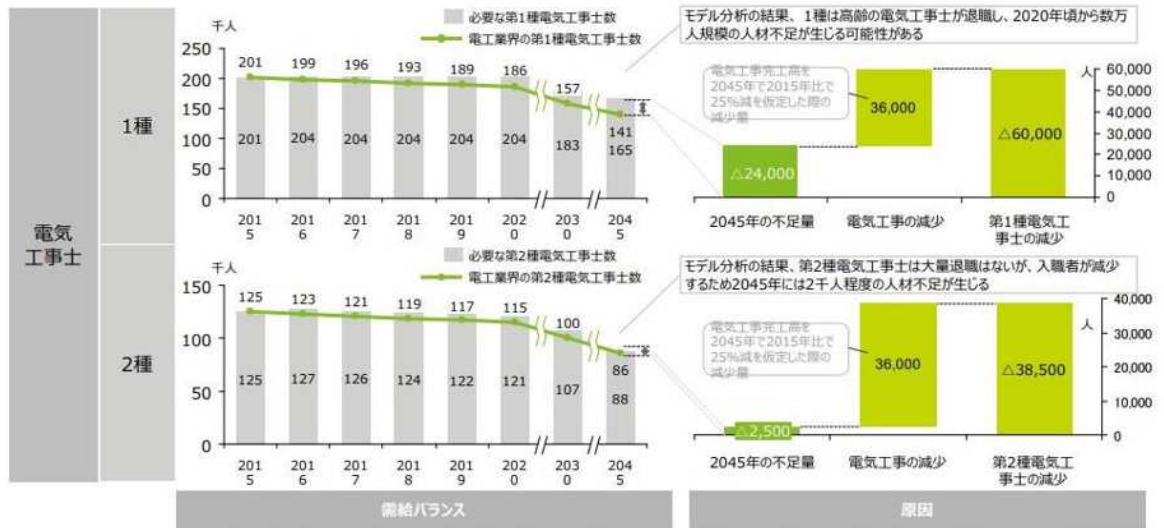
社会のインフラの維持のために必要不可欠な本業界であるが、本業界の持続可能性にとって最も大きな課題となっているのは、労働力不足である。足下の状況をみても、電気工事士の有効求人倍率(求職者数/求人数)は、職種平均よりはるかに高く、直近2023年12月には3.77倍となっている。また、その推移をみるかぎり、短期的な変動はなく、2015年から上昇したのち、2019年以降、3.5~4.0倍の範囲で高止まりしており、需要変動には関係なく労働力不足が深刻な状態となっている。

▼電気工事の職業の仕事の有効求人倍率(パートタイム除く常用)



資料)厚生労働省「職業安定業務統計」より作成

▼電気工事士の従事者数と労働需給予測



資料)経済産業省産業保安グループ『電気保安人材の中長期的な確保に向けた課題と対応の方向性について』(平成31年3月公開)

以上のように、当業界の事業者に求められるのは、このような情勢の中で、技術者を中心とした人材の確保・養成に加え、継続的に働き続けられる職場環境、雇用条件等の改善、雇用した後に技術や資格を取得できるような仕組みの醸成であるといえる。

2. サステナビリティ活動とKPIの設定

2-1 社会面での活動とKPI

(1) 高度な技術と実績をもつ変電所建設工事

同社は、九州圏内の変電所において、新規建設や拡充、改良、修繕工事等において、多くの実績を持ち、最高電圧50万ボルトの変電所の施工が出来る九州でも数少ない事業者である。

九州圏内の50万ボルトの変電所のおよそ9割、22万ボルトの変電所のおよそ8割を手がけており、豊富な施工実績を誇る。また同社の強みは、電気工事部分のおよそ9割の施工において、自社の技術者のみで施工できる体制を整えている点で、これが技術の継承や安全な施工の実施に繋がると考えている。

社会に必要な不可欠なインフラや物資の生産へ間接的ではあれ貢献していることは、社会のサステナビリティに繋がる取り組みとして評価できる。

▼同社が手がけた施工例

変電所規模	施工実績	割合	九州圏内における総数
50万ボルト変電所	10カ所	90.9%	全11カ所
22万ボルト変電所	39カ所	79.5%	全49カ所

資料)エルテックス・ヨシダ 提供資料

(2) 事故や災害を起こさない仕組み作り

変電所における電気工事は、最悪の場合、作業員の死亡に繋がるような重大事故が起こりうる。無事故無災害で施工を行うことは、同社にとって最も重要なミッションであり、創業当初から受け継がれている社の使命である。高電圧の変電設備の施工を無事故無災害で行い続けていることそのものが、同社の施工品質の高さを示しているともいえる。

同社は、事故や災害の予防に向けて、ヒヤリ・ハット事例の発生時に、原因を起こした社員の責任を問うのではなく、その事象が起きる環境や仕組みの改善を考えるようにしている。これが業務の属人化を防ぎ、誰でも業務が出来る体制構築にも繋がっている。

他にも建設業として取り組まなければならない労働安全や安全衛生に関する計画づくりや委員会活動以外に、現場に直接役員が出向いて、現場責任者とのパトロールを行い、現場の状況を写真で共有するなどしている。これは「綺麗な現場が事故をなくす」という考え方の元で、現場写真に写る客観的な情報を用いて可視化し、現場の整理整頓を推進している。

また同社は無事故無災害で施工を行うために、休業災害³の件数やヒヤリ・ハット事象の件数などをモニタリングしており、労働災害発生予防に積極的に取り組んでいる。

(3) 働きやすい環境整備

変電所の建設工事という事業の性質上、長期間建設地の周辺に滞在せざるを得ない。長期滞在用する技術者の労働環境や生活環境の改善に向けて、取り組みを推進している。

同社の創業当初は、建設現場の周辺に会社が借りた宿舍の同部屋で複数人が過ごすのが当たり前であったが、宿舍からホテルに宿泊先を変更することで長期滞在における技術者の負担軽減を図っている。

また社員寮を整備し、管理栄養士が栄養管理した食事を提供するなど、生活環境の改善だけではなく、社員の健康面にも配慮した取り組みを行っている。

労働環境においても、社員の有給休暇取得状況や残業の発生状況をモニタリングし、目標を設定して改善に向けた取り組みを推進しており、さらに労働環境は改善してきている。

³ 休業災害とは負傷または疾病の療養のために被災日の翌日から休業せざるを得ないような労働災害。休業1日以上を休業災害とするのが一般的であるが、休業災害の統計については休業4日以上を対象としている。

(4)社員への資格取得機会の提供

同社では、社員の資格取得や学びの機会の創出に力を入れている。施工に直接関わる資格は、社員のキャリアアップに直結するほか、資格手当を支給することで経済的なインセンティブを付与している。また事務系の資格を取得した場合にも一時金を支給するなどしている。

社員が応募して受講することが出来る通信教育の仕組みでは、受講料は全額同社が負担し、社員の学びを後押ししている。通信教育で学べる内容に関しても同社の事業に直接関係する資格取得に関する内容からビジネスマナー、自己啓発などに関連するものまで社員のニーズに幅広く応えられるものを採用している。

▼同社の過去3年の新規資格取得者の推移

	2020	2021	2022	年平均
技術職	1	2	2	1.66
事務職	2	1	0	1.0
合計	3	3	2	2.66

資料)エルテックス・ヨシダ 提供資料

(5)社員の健康増進に向けた取り組み

変電所建設工事は屋外での重労働であり、肉体的労働を伴うものである。そのため、社員の健康増進に向け、社員寮にトレーニングルームの整備や本社で月に一度講師を招いた自重トレーニング講座の開催などしている。

また前述したとおり、寮では管理栄養士による栄養管理された食事が、社員の生活リズムに合わせて温かい状態で取れるようにしている。

また福岡県のふくおか健康づくり団体・事業所宣言にも登録しており、目標設定した上で取り組みを推進している。

▼同社の健康づくり団体・事業所宣言内容

宣言内容

宣言分野：特定健診の受診率の向上に関すること
宣言内容：従業員に積極的な健診受診勧奨を行います。
目標：健診受診率100%

宣言分野：がん検診の受診率の向上に関すること
宣言内容：女性従業員の乳がん、子宮がん検診の受診を勧めます。
目標：検診受診率100%


宣言分野：運動習慣の定着に関すること
宣言内容：社内にはエレベーターを使わず階段利用を促進します。


宣言分野：禁煙（受動喫煙の防止を含む。）に関すること
宣言内容：建物内・社用社内を禁煙とし、喫煙場所は屋外に設置します。


資料)ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト

社会面におけるエルテックス・ヨシダの経営の持続可能性を高める項目について、以下のKPI が設定された。

社会面の KPI

インパクトレーダーとの関連性	「健康・衛生」
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	変電所工事の無事故無災害での施工
取組内容	無事故無災害での竣工の継続
SDGs との関連性	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 
KPI(指標と目標)	2026年までの3年間の変電所工事に関する無事故無災害で竣工した割合 100%

インパクトレーダーとの関連性	「教育」		
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大		
テーマ	技術者育成		
取組内容	資格取得奨励		
SDGs との関連性	4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 		
KPI(指標と目標)	全社員における新規資格取得の人数を以下のように養成する		
	新規資格取得者数	目標値	過去3年の実績
	1年あたり	3人	2.66人(平均)
	3年間の合計	10人	8人(合計)

インパクトレーダーとの関連性	「雇用」		
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減		
テーマ	更なる労働環境の改善		
取組内容	有給休暇取得の推進		
SDGs との関連性	<p>8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p>  <p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p>		
KPI(指標と目標)	有給休暇取得率の向上に向け、3年後の2026年3月までに以下の目標を設定し、取り組みを推進する		
		目標値	昨年度
	有給休暇取得率	50%	41.6%

2-2 環境面での活動とKPI

(1) 廃棄物の削減

同社では、施工現場で発生する廃棄物に関しては、委託元である九州電力送配電との契約の中で決められた方法で再利用・リサイクルに取り組んでおり、廃棄物は発生していない。

また本社における紙の使用量に関しては2010年時点では年間6.43t発生していたのに対し、紙の使用量をモニタリング等を行うことで、徐々に減少している。新型コロナウイルス感染症蔓延に伴うオンライン環境の整備の加速に伴い、2021年以降はさらに削減することが出来ている。

▼本社における紙の使用量の推移


(単位:t)

	(参考) 2010	2020	2021	2022	過去3年 平均
紙の使用量	6.43	2.41	1.79	0.59	1.59

資料)エルテックス・ヨシダ 提供資料

環境面におけるエルテックス・ヨシダの経営の持続可能性を高める項目について、以下のKPI が設定された。

環境面の KPI

インパクトレーダーとの関連性	「廃棄物」
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	廃棄物の削減
取組内容	本社における紙の使用量の削減
SDGs との関連性	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 
KPI(指標と目標)	本社の紙の使用量を過去3年の平均値の水準を保つ 紙の使用量を年間1.6t以下に保つ

2-3 経済面での活動とKPI

(1) 安定した電力供給のために高品質な技術を提供

同社は、九州圏内の電力供給において重要な役割を担う内の1社である。「電力の安定供給を支える」、「無事故無災害での施工」が同社の使命・任務であり、高い品質の技術を提供し続けることで九州の産業発展に貢献してきた。同社が変電所工事において、高品質な技術を提供し続けることは、エネルギー供給に直接的に貢献しており、生産的な経済活動の基礎となるものである。

同社では、その品質の向上への取り組みを推進するため、国際的な品質マネジメントに関する規格であるISO9001の認証を2009年より継続して取得している。

その他の業務改善の取り組みとして、社員による業務改善提案表彰制度を構築し、各現場における業務改善事例を提出、審査のもと、効果検証を実施するに足る提案をした者に対して優秀賞として表彰するなどしている。効果検証を実施した後に、業務効率化に寄与すると判断された取り組みに関しては、他の現場でもすぐに取り入れるなど業務改善に非常に積極的である。

▼業務改善提案表彰制度の件数の推移




(単位:件)

	2019年8月～ 2020年7月	2020年8月～ 2021年7月	2021年8月～ 2022年7月	過去3年 平均
効果検証 実施件数	6	12	7	8.33
提案総数	7	13	7	

資料)エルテックス・ヨシダ 提供資料

社会・経済面におけるエルテックス・ヨシダの経営の持続可能性を高める項目について、以下のKPIが設定された。

社会・経済面の KPI

インパクトレーダーとの関連性	「エネルギー」「経済収束」	
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大	
テーマ	安定した電力供給のために高品質な技術を提供	
取組内容	無事故無災害での竣工の継続、 ISO9001認証継続、 業務改善提案表彰制度の推進	
SDGs との関連性	<p>7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。</p> <p>8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。</p> <p>9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。</p>	  

KPI(指標と目標)	同社では、高品質な技術を継続して提供するために、次のKPIを策定する。		
	①2026年までの3年間の変電所工事に関する無事故無災害で竣工した割合 100%		
	②ISO9001の認証継続		
	③業務改善提案表彰制度にて効果検証実施の件数(優秀賞)が年間10件を達成する。		
	目標値	過去3年平均	
	効果検証実施件数	10件	8.33件

2-4 社会・経済面での活動

(1)女性の活躍推進に係る取り組み

同社では、女性社員の登用を積極的に取り組んでおり、希望する全ての社員には技術者としての資格取得の推進を行っている。技術者としての資格を取得した女性社員が、変電所建設現場に実際に赴き、女性ならではの視点で現場の状況を確認し、品質向上に役立っている。

また家庭の都合で本社での勤務が難しくなった女性社員に対して、太宰府寮での勤務が可能な体制を作り、継続的に雇用し続けるなど、女性の活躍推進に積極的に取り組んでいる。

3. 包括的分析

3-1 UNEP FIのインパクト分析ツールを用いた分析

UNEP FIのインパクト分析ツールを用いて、網羅的なインパクト分析を実施した。その結果、ポジティブ・インパクトとして「住居」、「雇用」、「エネルギー」、「情報」が、ネガティブ・インパクトとして「健康・衛生」、「雇用」、「廃棄物」が特定された。

3-2 個別要因を加味したインパクト領域の特定

エルテックス・ヨシダの個別要因を加味して、同社のインパクト領域を特定した。その結果、同社のサステナビリティ活動に関連のあるポジティブ・インパクトとして「教育」、「経済収束」、「包摂的で健全な経済」を追加し、「住居」、「情報」は本業における関連が特定されず削除した。ネガティブ・インパクトとしてUNEP FIにて特定された領域をそのまま採用した。

【特定されたインパクト領域】

	UNEP FI のインパクト分析ツール により抽出されたインパクト領域		個別要因を加味し 特定されたインパクト領域	
	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質 (一連の固有の特徴がニーズを満たす程度)				
水	○	○	○	○
食糧	○	○	○	○
住居	●	○	○	○
健康・衛生	○	●	○	●
教育	○	○	●	○
雇用	●	●	●	●
エネルギー	●	○	●	○
移動手段 (モビリティ)	○	○	○	○
情報	●	○	○	○
文化・伝統	○	○	○	○
人格と人の安全保障	○	○	○	○
正義・公正	○	○	○	○
強固な制度・平和・安定	○	○	○	○
質 (物理的・化学的構成・性質) と有効利用				
水	○	○	○	○
大気	○	○	○	○
土壌	○	○	○	○
生物多様性と生態系サービス	○	○	○	○
資源効率・安全性	○	○	○	○
気候	○	○	○	○
廃棄物	○	●	○	●
人と社会のための経済的価値創造				
包摂的で健全な経済	○	○	●	○
経済収束	○	○	●	○

3-3 特定されたインパクト領域とサステナビリティ活動の関連性

エルテックス・ヨシダのサステナビリティ活動のうち、ポジティブ面のインパクト領域としては、安定した電力供給のために高品質な技術を提供は「エネルギー」「経済収束」に資する取り組みと評価される。また社員への資格取得機会の提供が「教育」に資する取り組みと評価される。女性の活躍推進に係る取り組みは「雇用」、「包摂的で健全な経済」に該当する。

一方、ネガティブ面においては事故や災害を起こさない仕組み作り、社員の健康増進に向けた取り組みが「健康・衛生」に該当する。働きやすい環境整備は「雇用」、廃棄物の削減は「廃棄物」にそれぞれ該当する。

3-4 インパクト領域の特定方法

UNEP FI のインパクト評価ツールを用いたインパクト分析結果を参考に、エルテックス・ヨシダのサステナビリティに関する活動を同社のHP、提供資料、ヒアリングなどから網羅的に分析するとともに、同社を取り巻く外部環境を勘案し、同社が環境・社会・経済に対して最も強いインパクトを与える活動について検討した。そして、同社の活動が、対象とするエリアやサプライチェーンにおける環境・社会・経済に対して、ポジティブ・インパクトの増大やネガティブ・インパクトの低減に最も貢献すべき活動を、インパクト領域として特定した。

4. 地域経済に与える波及効果の測定

エルテックス・ヨシダが本ポジティブ・インパクト・ファイナンスのKPI を達成することによって、現在の売上高14.17億円を、3年後に売上高16.0億円とすることを目標とする。

このような同社の事業による地域経済への効果を、「福岡県産業連関表」を用いて試算すると、現在の売上高(14.17億円)によっても、雇用増や所得創出による消費増なども含め、計24.14億円の経済波及効果があるものと試算される。

さらに、上記の売上高16.0億円の目標を実現した場合、年間27.26億円の経済波及効果を福岡県内に生み出す企業となるものと見込まれる。このうち、売上高16.0億円は同社に帰属する効果であるが、11.26億円(=27.26億円-16.0億円)は社外への経済波及効果である。

なお、この27.26億円の経済波及効果(生産誘発額)は、14.21億円の付加価値を生み、そのうち9.35億円は雇用者への所得となる。このようなメカニズムによって、地域内に各種需要が喚起され、その経済効果は幅広い産業へ及ぶこととなる。

▼エルテックス・ヨシダの事業による地域経済(福岡県内)への経済波及効果(3年後)

(百万円)

	生産誘発額	うち粗付加価値誘発額	
		うち雇用者所得誘発額	うち雇用者所得誘発額
第1次波及効果	2,276	1,128	821
第2次波及効果	449	293	114
合計	2,726	1,421	935

第一次波及効果は同社の売上と同社の生産増に必要な原材料やサービス需要による効果

第二次波及効果は、第一次波及効果で誘発される生産増に伴い増加する雇用者所得がもたらす消費需要による効果

波及効果の倍率 **1.70** 倍

※波及効果の倍率は、生産誘発額の合計/同社の売上

産業別にみた経済波及効果は、同社の事業が格付けされるその他の土木建設が16億円と大きい。その他、商業や物品賃貸サービス、対事業所サービスなど主に都市型産業への効果も大きいとみられる。

順位	産業部門	金額(百万円)	順位	産業部門	金額(百万円)
1	その他の土木建設	1,600	6	金融・保険	61
2	商業	103	7	セメント・セメント製品	52
3	物品賃貸サービス	84	8	道路輸送(自家輸送を除く。)	49
4	その他の対事業所サービス	84	9	鋼材	42
5	住宅賃貸料(帰属家賃)	67	10	建設用・建築用金属製品	39

5. マネジメント体制

エルテックス・ヨシダでは、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、プロジェクトチームを結成した。最高責任者として吉田大輔代表取締役社長を中心に、自社の事業活動とインパクトとの関連性、KPIの設定などについて検討を重ねた。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、吉田大輔代表取締役社長を最高責任者とし、深見浩幸総務部長を実行責任者としたプロジェクトチームを中心として、全従業員が一丸となり、KPIの達成に向けた活動を実施していく。

最高責任者	代表取締役社長 吉田 大輔
実行責任者	総務部長 深見 浩幸

6. モニタリングの頻度と方法

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成および進捗状況については、西日本シティ銀行とエルテックス・ヨシダの担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に1回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場などを通じて実施する。

西日本シティ銀行は、KPI達成に必要な資金およびその他ノウハウの提供、あるいは西日本シティ銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI達成をサポートする。

モニタリング期間中に達成したKPIに関しては、達成後もその水準を維持していることを確認する。なお、経営環境の変化などによりKPIを変更する必要がある場合は、西日本シティ銀行とエルテックス・ヨシダが協議の上、再設定を検討する。

以上

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、九州経済調査協会が、西日本シティ銀行から委託を受けて実施したもので、九州経済調査協会が西日本シティ銀行に対して提出するものです。
2. 九州経済調査協会は、依頼者である西日本シティ銀行および西日本シティ銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するエルテックス・ヨシダから供与された情報と、九州経済調査協会が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな評価を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<評価書作成者および本件問い合わせ先>

公益財団法人 九州経済調査協会
調査研究部 研究員 松尾 厚

〒810-0004

福岡市中央区渡辺通2-1-82電気ビル共創館5階
TEL 092-721-4905 FAX 092-721-4904

第三者意見書

2023年3月31日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社エルテックス・ヨシダに対する
ポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社西日本シティ銀行

評価者：公益財団法人九州経済調査協会

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社西日本シティ銀行（「西日本シティ銀行」）が株式会社エルテックス・ヨシダ（「エルテックス・ヨシダ」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、公益財団法人九州経済調査協会（「九州経済調査協会」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。西日本シティ銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、九州経済調査協会と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、西日本シティ銀行及び九州経済調査協会にそれを提示している。なお、西日本シティ銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

- ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

西日本シティ銀行及び九州経済調査協会は、本ファイナンスを通じ、エルテックス・ヨシダの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、エルテックス・ヨシダがポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

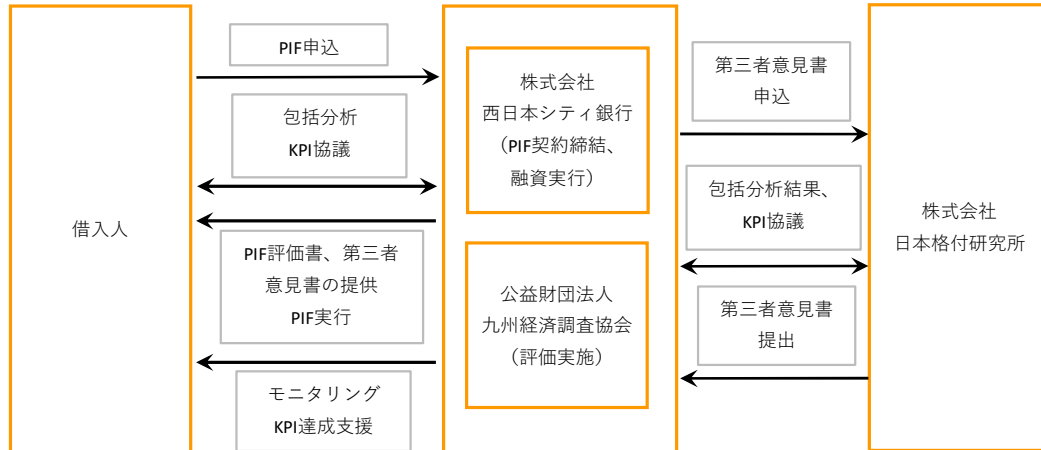
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、西日本シティ銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 西日本シティ銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：西日本シティ銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、西日本シティ銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、西日本シティ銀行からの委託を受けて、九州経済調査協会が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て九州経済調査協会が作成した評価書を通して西日本シティ銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、九州経済調査協会が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるエルテックス・ヨシダから貸付人である西日本シティ銀行及び評価者である九州経済調査協会に対して開示がなされることとし、可能な範囲で对外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置された



JCR Sustainable PIF for SMEs

ポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

梶原 敦子

担当アナリスト

望月 幸美

望月 幸美



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル